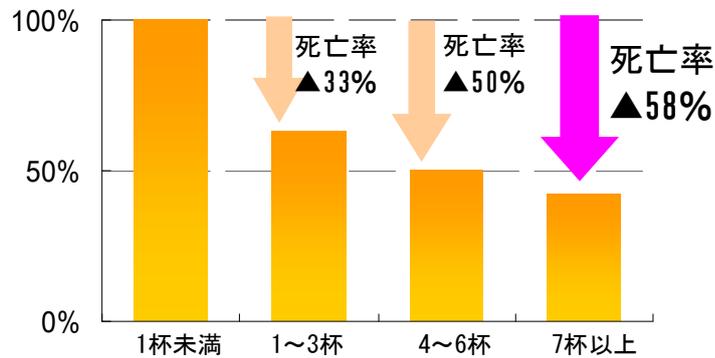


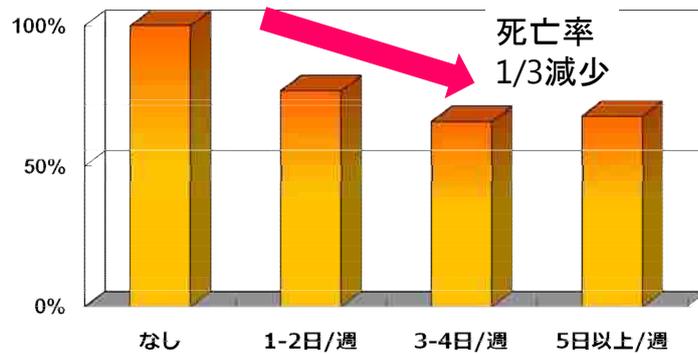
①緑茶を多く飲む人ほど長生き

(Q (この1ヶ月で) 緑茶を1日に何杯くらい飲みましたか?)



②徒歩で移動する人ほど長生き

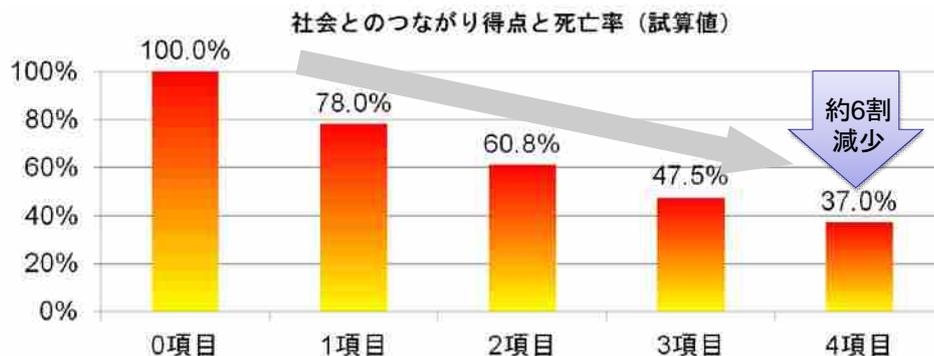
(Q 外出などで1日に30分以上歩く日がありますか?)



• 性別、年齢、体格指数、喫煙状況、
飲酒、既往歴等で調整したハザード比

③社会とつながりのある高齢者ほど長生き

No	質問項目	チェック	考え方
1	周りの人とうまくいっていますか。	<input type="checkbox"/>	チェック項目数 で評価
2	友人とのつきあいに満足していますか。	<input type="checkbox"/>	
3	気楽に用事を頼める人がいますか。	<input type="checkbox"/>	
4	近所づきあいに満足していますか。	<input type="checkbox"/>	



(4) 科学的知見の導入の必要性

ア 科学的知見の必要性

静岡県では、県内の医療保険者から収集した65万人分の特定健診データの分析、あるいは県内在住の高齢者約22,000人を対象に実施した「高齢者生活実態調査」などにより、これまでも県民の健康長寿を支える要因についての分析を進めてきました。

しかし、現時点においては、調査結果に対する要因分析など科学的視点が十分な状態にはありません。例えば、静岡県の調査では緑茶を多く飲む人はそうでない人より死亡率が低下するとの結果が得られていますが、科学的な要因分析はありません。身近で関心の高い結果ですが、科学的知見による普遍的な提示とは言えません。

今後、真に健康寿命の更なる延伸に資する施策を展開していくためには、上記のような体験的な結果について科学的な視点からの要因分析とそれに基づいた施策の創出が不可欠です。

また、既存の健康寿命延伸施策や関連する取組などについて、科学的な視点に基づいて整理・体系化し、様々な研究・調査分析の方向性や内容を明確化することで、研究で得られた科学的知見を施策の立案や修正に反映させ、その効果的な実施を図ることが必要です。

イ 社会健康医学の導入と推進

静岡県では、これまで健康寿命の延伸のため様々な施策を展開してきましたが、静岡県の健康寿命の更なる延伸を実現するための取組として、新たな学問領域である社会健康医学を導入し推進していきます。

社会健康医学の考え方に沿って設定される事業展開と取組を行うための人材育成などが組み合わされることで、様々な取組が県内で推進されます。そこから得られた科学的知見や取組成果が、例えば予防医療の定着や健康づくりへの取組といった静岡県や市町の施策に反映されることが望まれます。その結果、疾病予防や健康づくりの面で様々な成果が県内にもたらされ、かつ県民に具体的に還元されることによって、最終的に健康寿命の更なる延伸が実現されます。

2 「社会健康医学」基本構想検討委員会での検討状況

(1) 「社会健康医学」基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康寿命の更なる延伸や、世界に誇れる健康長寿“ふじのくに”を実現するため、社会健康医学の視点を取り入れてこれまでの健康長寿の取組を体系化し、健康寿命の延伸に資する先端的な施策や研究などに取り組み、得られる成果や知見を事業などに反映させるため、「社会健康医学」基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、社会健康医学の研究推進のための基本構想について検討する。

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長は、知事が指名する。

4 委員長は、委員会を代表して会務を総括する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、特定の者に利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるとき、又は、円滑若しくは公正な会議の運営に著しい支障を及ぼすおそれのあるときは、委員長の承諾により非公開とすることができる。

3 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

4 委員長は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、静岡県健康福祉部管理局政策監付において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

(2)「社会健康医学」基本構想検討委員会委員名簿

(敬称略、50音順)

氏名	所属・役職等	備考
ほんじよ たすく 本庶 佑	静岡県公立大学法人理事長	委員長
さこ よしやす 佐古 伊康	しずおか健康長寿財団理事長	
たなか いっせい 田中 一成	静岡県立病院機構理事長	
つるた けんいち 鶴田 憲一	全国衛生部長会会長（静岡県理事(医療衛生担当)）	
とくなが こうじ 徳永 宏司	静岡県医師会副会長	
なかやま たけお 中山 健夫	京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻 健康情報学分野教授	
みやた ひろあき 宮田 裕章	慶応義塾大学医学部医療政策・管理学教授 東京大学大学院医学系研究科医療品質評価学講座教授	
みやち よしき 宮地 良樹	滋賀県立成人病センター一病院長（京都大学名誉教授）	
もちづき りつこ 望月 律子	静岡県訪問看護ステーション協議会会長	
やまもと せいじ 山本 清二	浜松医科大学理事・副学長（教育・産学連携担当）	
やまもと としひろ 山本 敏博	静岡県社会福祉法人経営者協議会会長	

(3) 「社会健康医学」基本構想検討委員会開催実績

回数	開催日 開催時間	議 題
第1回	平成28年5月25日(水) 午前10時～11時45分	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会健康医学」基本構想検討委員会について ・静岡県の健康寿命を取り巻く状況・取組等について ・社会健康医学の研究推進について
第2回	平成28年7月27日(水) 午前10時15分～11時45分	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県が目指す健康長寿について ・科学的裏付けに基づいた取組について
第3回	平成28年10月24日(月) 午後2時～3時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県が健康寿命延伸のために取り組む項目について ・社会健康医学の取組を推進するための拠点のあり方について
第4回	平成28年11月24日(木) 午後3時～4時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・社会健康医学の研究推進に係る基本構想(提言)(素案)について
第5回	平成29年1月25日(水) 午前10時～11時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県の健康寿命の延伸に向けた提言(案)について

※開催場所は全てホテルアソシア静岡15階ベラビスタ

3 「社会健康医学」基本計画策定委員会での検討状況

(1) 「社会健康医学」基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「社会健康医学」基本構想検討委員会が「静岡県の健康寿命の延伸に向けた提言」で示した4つの提言（研究、人材育成、拠点、成果）の具体化に向けての基本計画を策定するため、「社会健康医学」基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、社会健康医学の研究推進のための基本計画について検討する。

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱した委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長は、知事が指名する。

4 委員長は、委員会を代表して会務を総括する。

5 委員長が不在のときは、委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、特定の者に利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるとき、又は、円滑若しくは公正な会議の運営に著しい支障を及ぼすおそれのあるときは、委員長の承諾により非公開とすることができる。

3 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

4 委員長は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、静岡県健康福祉部管理局政策監において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

(2) 「社会健康医学」基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略、50音順)

氏名	所属・役職等	備考
ほんじょ たすく 本庶 佑	京都大学高等研究院特別教授	委員長
きとう ひろし 鬼頭 宏	静岡県立大学学長	
さこ よしやす 佐古 伊康	しずおか健康長寿財団理事長	
たなか いっせい 田中 一成	静岡県立病院機構理事長	
つるた けんいち 鶴田 憲一	全国衛生部長会会長（静岡県理事(医療衛生担当)）	
とくなが こうじ 徳永 宏司	静岡県医師会副会長	
なかやま たけお 中山 健夫	京都大学大学院医学研究科副研究科長 社会健康医学系専攻長・健康情報学分野教授	
みやた ひろあき 宮田 裕章	慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室教授 東京大学大学院医学系研究科医療品質評価学講座特任教授 国立国際医療研究センター グローバルヘルス政策研究センター国際保健システム・イノベーション研究科研究科長	
みやち よしき 宮地 良樹	滋賀県立成人病センター総長（京都大学名誉教授）	
もちづき りつこ 望月 律子	静岡県訪問看護ステーション協議会会長	
やまもと せいじ 山本 清二	浜松医科大学理事（教育・産学連携担当）・副学長	
やまもと としひろ 山本 敏博	静岡県社会福祉法人経営者協議会会長	

計 12 名

(3) 「社会健康医学」基本計画策定委員会開催実績

回数	開催日 開催時間	議 題
第1回	平成29年5月17日(水) 午後3時30分～5時	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会健康医学」基本計画策定委員会について ・「社会健康医学」基本構想検討委員会での議論の概要について ・「静岡県の健康寿命の延伸に向けた提言」を具体化するための方向性について
第2回	平成29年7月5日(水) 午後3時～4時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県が取り組む医療ビッグデータの活用について ・静岡県が取り組む施策の体系化や臨床研究のための疫学研究について
第3回	平成29年10月10日(火) 午後3時～4時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県が取り組むゲノムコホート研究について ・研究推進の拠点となる仕組みについて ・社会健康医学研究推進基本計画(仮称)の骨子(案)について
第4回	平成29年11月29日(水) 午後3時～4時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・社会健康医学研究推進基本計画(仮称)の素案について
第5回	平成30年1月24日(水) 午後3時～4時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・社会健康医学研究推進基本計画(仮称)案について

※開催場所は、第1回は中島屋グランドホテル、第2～5回はホテルアソシア静岡